

第4期芦北町障がい福祉計画

（平成27年度～平成29年度）

第3期芦北町障がい者プラン

（平成24年度～平成29年度）

平成27年3月

芦 北 町



ごあいさつ

障がい福祉においては、国連が採択した障害者権利条約を批准するための国内法の整備に向け、平成２３年に障害者基本法の改正や障がい者への虐待の禁止等を内容とする障害者虐待防止法の制定を始め、平成２４年には障害者自立支援法を改正し、障害のある人もない人も、共に地域で生活する共生社会の実現を目的とした障害者総合支援法が制定されるとともに、平成２５年には障害を理由とする差別的取扱いの禁止等を内容とした障害者差別解消法の制定など、障がい福祉制度の集中的な改革が行われ、平成２６年１月に条約が締結されました。

こうした状況の中、平成２４年度からの３年間を計画期間とする「第３期芦北町障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの定着と必要なサービス基盤の整備に取り組んできました。この計画期間の終了に伴い、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、平成２７年度からの３年間を計画期間とする「第４期芦北町障がい福祉計画」を新たに策定し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の数値目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進してまいります。

なお、障がい福祉をベースとしたまちづくり・意識づくりの分野を含む「第３期芦北町障がい者プラン」についても、法改正等に伴い内容の一部を見直しています。

また、本計画は上位計画であります芦北町総合計画等との整合性を図るとともに、障がい理解の更なる促進と障がいのある人もない人も、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向け、国や県、福祉関係団体及び地域の皆様と互いに緊密な連携を図りながら取り組んでまいります。

今後とも、これらの計画に定める施策の実現に向け、障がいのある人や家族はもとより、福祉関係団体をはじめ町民皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました芦北町自立支援協議会委員の皆様をはじめ、障がい福祉関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成２７年３月

芦北町長 竹崎 一成

目 次

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の背景 4
- 2 計画策定の趣旨 4
- 3 計画の対象者 5
- 4 計画の期間 5
- 5 計画の策定 6

第2章 障がい者の状況

- 1 全体の状況 9
- 2 障害者手帳数の推移 9
- 3 難病患者等の推移 11

第3章 障がい者プランの策定

- 1 障がい者プランの位置づけ 12
- 2 障がい者プランの施策 14
- 3 基本施策及び重点施策 15

第4章 芦北圏域の取組み

- 1 圏域の現状 27
- 2 圏域の課題 27
- 3 圏域での重点課題 27

第5章 障がい福祉計画の策定

- 1 計画の基本理念等についての考え方 28
- 2 障がい児を対象としたサービス体系 30
- 3 障害者総合支援法のサービス体系 31
- 4 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標 32

第6章 障害福祉サービスの概要、見込量及び確保のための方策

1 訪問系サービス	33
2 日中活動系サービス	34
3 居住系サービス	36
4 相談支援	37
5 障害福祉サービスにおける見込量確保の方策	38

第7章 地域生活支援事業の概要と見込量

1 地域生活支援事業とは	39
2 必須事業の見込量	39
3 任意事業の見込量	42

第8章 障害児通所支援事業の概要、見込量及び確保のための方策

障害児通所支援事業	43
-----------	----

第9章 計画の推進体制

1 計画の進行管理・評価体制	45
2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	45
3 国・県との連携	45

巻末資料

○第3期障害福祉サービス等の提供体制の進捗状況について	47
○第3期障害福祉サービスの進捗状況について	47
○芦北町自立支援協議会委員名簿	50
○芦北町自立支援協議会要綱	51
○障害福祉サービス利用者に係るアンケート結果について	53

第1章 計画の策定

1. 計画策定の背景

国においては、平成18年に国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成23年には、障害者への虐待の禁止や防止施策等を内容とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目的とする「障害者基本法」の改正・施行が行われました。

また、平成24年には、障害者自立支援法に代わり、地域社会における共生の実現に向けて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定（平成25年4月施行）、平成25年には、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等を内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行）が行われました。

このように国では、障害の有無に関わらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指しています。

2. 計画策定の趣旨

本町においては、平成23年度に障害者基本法に基づく「第3期芦北町障がい者プラン」（平成24年度から平成29年度）と障害者自立支援法に基づく「第3期芦北町障がい福祉計画」（平成24年度から平成26年度）を一体的に作成しています。

平成26年度には、現行の「第3期芦北町障がい福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たに「第4期芦北町障がい福祉計画」（平成27年度から平成29年度）を策定しました。

「第4期芦北町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に掲げる「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」は、障害者総合支援法に定められた以下の対象者です。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する18歳以下の障がい児をいいます。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（難病患者等）

4. 計画の期間

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づいて、障害福祉サービス等の基盤整備に関する数値目標を定める等実務的な計画として策定しています。

一方、「障がい者プラン」は、障がいのある人もない人も地域で共に生きる共生社会の実現へ向けたまちづくりや意識づくりといった分野も含む総合的な計画として位置づけます。

本町では、両方の計画を一体的に策定しており、平成26年度に「第3期芦北町障がい福祉計画」の計画期間が終了になることから見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの「第4期芦北町障がい福祉計画」の策定を行っています。

なお、障害者総合支援法の施行及び障害者差別解消法の制定等、障がい者施策の改正等により、平成26年度に「第3期芦北町障がい者プラン」の内容についても一部見直しを行いました。

また、本計画は、「芦北町総合計画」をはじめ、「芦北町地域福祉計画」「芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「芦北町子ども・子育て支援事業計画」といった福祉分野の計画との整合性を踏まえて策定しています。

（障がい福祉計画と障がい者プランの比較）

名 称	芦北町障がい福祉計画	芦北町障がい者プラン
根拠法	障害者総合支援法 第88条	障害者基本法 第11条第3項
性 質	障害福祉サービス等の基盤整備に関する数値目標を定めた実務的な計画	障がい福祉をベースとした、まちづくり、意識づくり等を含む総合的な計画
状 況	第1期計画 H18～H20 第2期計画 H21～H23 第3期計画 H24～H26	第1期計画 H14～H18 第2期計画 H19～H23 第3期計画 H24～H29
今 回	第4期計画 H27～H29	第3期計画 H24～H29（一部見直し）

(障がい福祉計画等の期間)

計画期間	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障がい福祉計画（障害者総合支援法）	第3期			第4期		
障がい者プラン（障害者基本法）	第3期					
地域福祉計画（5年1期）	第2次					第3次
老人保健福祉計画・介護保険事業計画 （3年1期）	第5期			第6期		
子ども・子育て支援事業計画（5年1期）				第1期（H27～H31）		

5. 計画の策定

両計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、障がい者団体等の意見を踏まえつつ、計画に反映することを基本とし、以下の経緯等を踏まえ策定しました。

(策定までの経緯)

期 日	主な内容
平成 26 年 3 月 18 日	平成 25 年度第 2 回芦北町自立支援協議会 ・ 第 4 期障がい福祉計画の概要の説明
平成 26 年 7 月 2 日	平成 26 年度第 1 回芦北町自立支援協議会 ・ 第 4 期障がい福祉計画作成スキームの説明
平成 26 年 7 月 16 日～22 日	町内関係機関ヒアリング（町内障害福祉サービス事業者等 計 7 か所）
平成 26 年 7 月 29 日 平成 26 年 8 月 5 日	町内関係団体ヒアリング（手をつなぐ育成会、精神障害者家族会） （身体障害者福祉連合会）
平成 26 年 8 月中	障害福祉サービス利用者を対象としたアンケート調査
平成 26 年 8 月 21 日	障害福祉サービスに係る新規事業所ヒアリング
平成 26 年 8 月 25 日	熊本県 第 4 期障がい福祉計画に係る策定担当者説明会
平成 26 年 10 月 17 日	平成 26 年度第 2 回芦北町自立支援協議会 ・ 障害福祉サービス、地域生活支援事業等の見込量の説明及び承認
平成 26 年 12 月 12 日	第 4 期障がい福祉計画に係る熊本県障がい者支援課ヒアリング
平成 27 年 1 月 28 日	平成 26 年度第 3 回芦北町自立支援協議会 ・ 第 4 期障がい福祉計画（案）の説明及び承認
平成 27 年 2 月 25 日	平成 26 年度第 4 回芦北町自立支援協議会 ・ 第 4 期障がい福祉計画等の承認の説明及び承認

（１） 芦北町自立支援協議会の開催

本町では、障がい福祉計画策定に係る意見及び助言や、その他障がい施策の効果的な推進を図る目的から、各施設・障がい者団体・各任意団体等の福祉、保健等の代表者で構成される「芦北町自立支援協議会」を設置しています。

この芦北町自立支援協議会において、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の数値目標、その他、障がい者プランに係る一部施策の見直し等を始めとする審議を踏まえて、第４期障がい福祉計画を承認していただきました。

なお、委員の名簿は、巻末資料に掲載しています。

（２） 障害福祉サービス事業者及び障がい者任意団体へのヒアリング

計画の見直しにあたり、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び障がい者任意団体に対して、サービスに関する情報提供、団体運営等の課題に関する意見を聴取するために、ヒアリングを実施しました。

なお、新規に立ち上げを予定している障害福祉サービス事業所のヒアリングも実施しました。

（障害福祉サービス事業者）

実施日	法人名
平成２６年７月１６日（水）	社会福祉法人 芦北福祉会
	NPO 法人 ばらん家
平成２６年７月１７日（木）	社会福祉法人 志友会
	NPO 法人 ひまわり芦北
	NPO 法人 ハッピーオレンジ
平成２６年７月１８日（金）	芦北町社会福祉協議会
平成２６年７月２２日（火）	社会福祉法人 光輪会

（障がい者任意団体）

実施日	任意団体名
平成２６年７月２９日（火）	芦北町手をつなぐ育成会
	芦北町精神障害者家族会
平成２６年８月 ５日（火）	芦北町身体障害者福祉連合会

（３） 障害福祉サービス利用者を対象としたアンケート調査について

計画の見直しにあたり、障害福祉サービス利用者を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策の推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者は、町内事業所を利用している障害者及び町外事業所の通所系を利用している障害者１４３人（障害福祉サービス総数の７３％）に依頼し、回答率は１１１人（８２％）でした。

この調査で表出した課題は、芦北町自立支援協議会等の場を活用し、今後検証を行い、必要に応じ施策として取り組んでいきます。

今回の結果は、巻末資料に概要版（現状と課題）を掲載しています。

（アンケート調査から見てきた主な課題）

課題
１．在宅障がい者が、将来引き続き在宅で生活できる環境の整備 例） グループホームの充実、ユニバーサルデザインの理念の推進 など
２．在宅障がい者の移動支援に係る提供体制の整備 例） 障がい特性に応じた移動支援サービスの充実 など
３．障がい者施策に関する情報提供体制及び相談支援体制の充実 例） 障がい種別に応じた各種広報媒体の充実（制度等）

【芦北町自立支援協議会 開催の様子】



第2章 障がい者の状況

1. 全体の状況

障害者手帳所持者の状況として、平成26年度身体障害者手帳所持者が1,637人、療育手帳所持者が229人、精神障害者保健福祉手帳所持者が213人となっています。

また、本町の人口は年々減少が進み、その中で、障がいのある人の割合は総人口の約11%を占めています。

表1 障害者の推移

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	20,290	20,010	19,654	19,356	18,957
障がい者の人数	2,083	2,093	2,090	2,077	2,079
内					
身体障害者	1,677	1,682	1,674	1,644	1,637
知的障害者	221	224	219	222	229
精神障害者	185	187	197	211	213

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：住民基本台帳・福祉課

2. 障害者手帳数の推移

1級、2級の身体障害者手帳所持者数は、平成26年度が675人で、重度の身体障害者が全体の約41%を占めています。一方、障害別では、肢体不自由者が916名と全体の約56%を占め、次に、内部障害（約22%）、聴覚障害（約15%）、視覚障害（約6%）、音声・言語障害（約1%）の順となっています。

療育手帳所持者数は、概ね横ばいの推移ですが、精神障害者保健福祉手帳保持者数は、年々増加しています。また、障害者手帳を所持していない、発達障害者、高次脳機能障害者数を合わせると、本町の障害者数は、更に多くなると考えられます。

○身体障害者手帳

表2 等級別の推移

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	425	427	434	431	426
2級	288	283	280	260	249
3級	254	261	260	255	273
4級	448	449	442	449	447
5級	92	89	94	84	87
6級	170	173	164	165	155
合計	1,677	1,682	1,674	1,644	1,637

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表3 障害種別の推移

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由者	919	926	930	920	916
内部障害者	372	368	364	359	363
聴覚障害者	242	252	246	243	244
視覚障害者	126	118	116	106	99
音声・言語障害者	18	18	18	16	15
合計	1,677	1,682	1,674	1,644	1,637

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

○療育手帳（知的障害者手帳）

表4 等級別の推移

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A(重 度)	120	120	119	119	116
B(中軽度)	101	104	100	103	113
合計	221	224	219	222	229

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

○精神障害者保健福祉手帳

表5 等級別の推移

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	79	79	80	84	85
2 級	100	102	107	117	118
3 級	6	6	10	10	10
合計	185	187	197	211	213

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数	162	154	153	144

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：水俣保健所

○年齢別（身体障害）

65歳以上の身体障害者手帳所持者数が占める割合は約80%で、加齢に伴う身体機能の低下による手帳の取得が多いことを表わしています。

表7 身体障害者手帳年齢別

（単位：人）

	身体障害者					計
	肢体 不自由	内部 障害	聴覚 障害	視覚 障害	音声・言語 障害	
18歳未満	8	1	2	0	0	11
18歳～65歳未満	201	63	30	23	5	322
65歳以上	707	299	212	76	10	1,304
合計	916	363	244	99	15	1,637

※数値は平成26年4月1日の数値。

資料：福祉課

3. 難病患者等の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法によって、障がい者の範囲に難病等の方々が加わりました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスや補装具費等の受給が可能となります。

なお、平成27年1月1日からは、対象となる疾病が、130疾病から151疾病へ拡大されました。

○本町における難病患者等の現状

資料：水俣保健所

疾患群名	患者数	疾患群名	患者数
血液系	9人 65歳以上5人／65歳以下4人	循環器系	5人 65歳以上2人／65歳以下3人
免疫系	13人 65歳以上6人／65歳以下7人	呼吸器系	7人 65歳以上3人／65歳以下4人
内分泌系	1人 65歳以下1人	消化器系	12人 65歳以上2人／65歳以下10人
代謝系	1人 65歳以下1人	皮膚・結合組織系	6人 65歳以下6人
神経・筋系	38人 65歳以上23人／65歳以下15人	骨・関節系	2人 65歳以上2人
視覚系	11人 65歳以上6人／65歳以下5人	スモン	2人 65歳以上1人／65歳以下1人
合計	107人（65歳以上 50人・65歳以下 57人）		

第3章 障がい者プランの策定

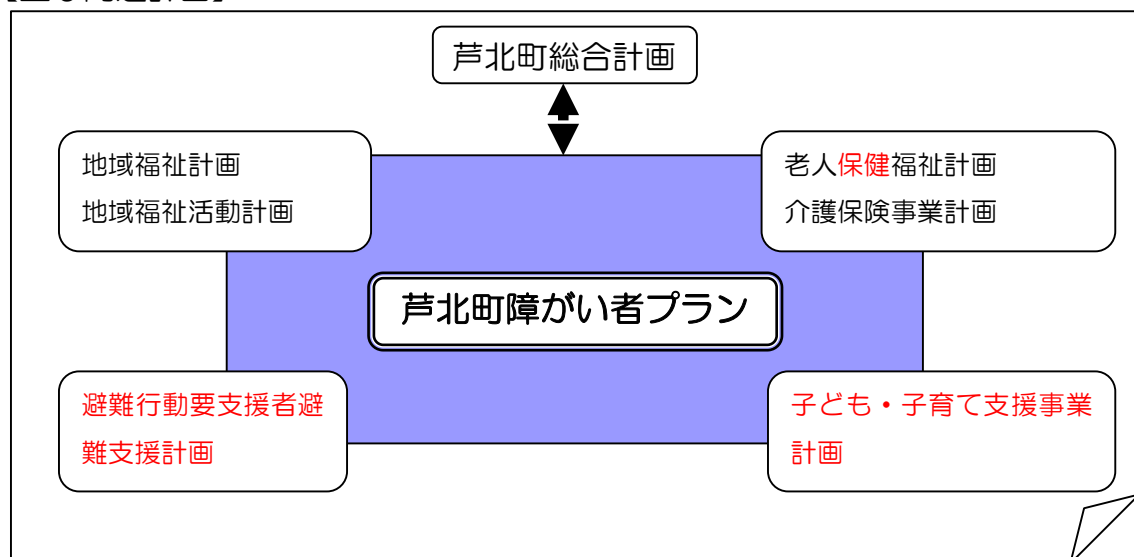
1. 障がい者プランの位置づけ

(1) 計画の性質と役割

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障がい者のための施策に関する基本計画」（障がい者プラン）で、本町の今後の障がい福祉施策の基本的な考え方や具体的推進の方策等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

町政運営の基本方針である「芦北町総合計画」（計画期間：平成27年度から平成36年度）を上位施策とし、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との連携を行いながら、整合性をもって施策の推進を図ります。

【主な関連計画】



(2) 思いやりと生きがいのあるまちづくりの推進

「芦北町総合計画」では、障がい者の生活を総合的に支援する福祉サービスの充実、相談支援や就労支援、社会参加等の支援を強化するなど、障がい福祉の充実に努めることとされています。

この計画の具体的な取組として、今回「障がい者プラン」において基本施策及び重点施策に反映しています。

○ 芦北町総合計画に係る施策の概要

① 町民の障がい理解と障がい者の社会参加の促進

- ・ 障がい福祉に関する啓発活動を行う講演会や研修会、イベント等の実施により、地域社会において障がい理解を深めます。
- ・ 障がいのある方への家族支援として、精神的サポート・自立のための情報交換・障がい福祉施策の充実を図ります。

② 障がい者の生活支援の充実

- ・ 自立支援協議会の開催や「芦北町障がい者プラン・芦北町障がい福祉計画」を推進することで、障がい者のニーズに対応できるように支援します。
- ・ 相談支援事業所を中心に多様多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 知的障がい者や精神障がい者等の判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度等の周知に努めます。
- ・ 日常生活援助のほか、補装具費の支給、生活介護、就労継続支援などの各種サービスを障がい者のニーズに配慮して実施します。
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立促進を図ります。

③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・ 障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活を送り、社会に参加できるよう、障がいを理由とする不利益な取り扱いを受けることのないよう啓発等を通じて、安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

「障がい」の標記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「有害」「被害」等否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」等の意見があります。

町では、このことを勘案し、少しでも否定的なマイナスイメージを和らげるため、法令等の名称及びそれらの中で特定のをさす用語、組織等の名称を除き、「害」を「がい」と標記することとしています。

2. 障がい者プランの施策

障がい者プランは、地域福祉計画の個別計画でもあります。全ての町民は福祉の受け手であり、同時に担い手でもあるという「共助」の心を育て、自主的にまた積極的に寄り合い、お互いが認め合い、支え合う地域福祉計画の趣旨を踏まえて、障がいのある人への支援を図るために、以下のとおり基本理念、基本施策、重点施策を掲げました。

基本理念 「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」

項 目（基本施策）	重点施策
I 地域福祉の促進	○障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成 ○各種福祉支援員の養成支援
II 障がいへの理解の促進	○広報紙による周知 ○各種福祉関連イベントの実施・支援 ○成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の充実
III サービス提供体制の整備	○就労系サービスの充実 ○グループホームの充実 ○高齢障がい者に対するサービスの充実
IV 相談支援体制の充実	○重層的な相談支援体制の構築 ○障がい福祉関連の協議会を中核に据えた相談支援事業の充実 ○障がいのある人等に対する虐待の防止 ○相談支援専門員の育成と確保 ○障がい者と家族への支援
V 教育・子育て支援の充実	○相談支援事業所を中核に据えた相談支援体制の充実 ○障がいの早期発見、早期治療・療育の充実
VI 精神保健福祉の充実	○生活の場、日中活動の場の整備拡充 ○精神障がいに関する理解の取組み ○社会的入院者の地域移行促進 ○福祉系リハビリテーションセンター設置検証及び既存資源の活用
VII 雇用・就業の促進	○障がい者就業・生活支援センター等との連携 ○障がい者雇用促進に向けた啓発活動
VIII 情報・生活環境の整備	○障がい種別に応じた情報提供の充実 ○各種広報媒体の活用
IX 町単独事業の実施	○障がい者(児)福祉体制整備推進事業の拡充 ○福祉関係機関連携会議
X 防災体制の整備	○障がい種別に応じた情報提供体制の確立 ○避難行動要支援者避難支援制度の推進
XI ユニバーサルデザイン等の普及	○ユニバーサルデザインの普及 ○バリアフリーの促進

3. 基本施策及び重点施策

I 地域福祉の促進

福祉を推進していくためには、自助・公助・共助が相まって、公私が協働しながら取り組みを進めていく必要があります。

その中で、障がいのある人もない人もともに協働し、住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる地域社会をめざすことが必要です。

今後は、障がい者・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制の強化に努めるとともに、ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体等、住民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

【重点施策】

○障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成

- ・障がい福祉施策の推進のため、町職員等の行政側の人材の確保・育成を図るとともに、障害福祉サービス事業所職員等、障がい者とかかわる方の人材の確保・育成に努めます。
- ・地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティアやNPOの活動推進にあたっての参加者や指導者の育成・確保に努めます。

○各種福祉支援員の養成支援

- ・訪問活動、相談、付き添い等を行う福祉支援員の養成を支援します。
- ・視覚、聴覚障がい者の活動を支える幅広い人材の確保を図るための点訳、朗読、ガイドヘルパー、手話、要約筆記等の養成講座や講習会を開催し、資質の向上に努めます。

Ⅱ 障がいへの理解の促進

利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

障がい者が住みなれた地域の中で自立し、主体的に社会参加できる地域社会を形成するために、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動の充実に努めます。

障がいに対する理解の促進

障がいについては、障がい者、障がい者の家族、その他すべての町民が正しく理解していくことが大切です。町民全体の正しい理解により、障がいのある人が、共に生きる仲間として尊重され、そして思いやりや助け合いの心で支え合う、心やさしい福祉社会の実現のために、広報・啓発活動を推進します。

【重点施策】

○広報紙による周知

「発達障がい啓発週間」（４月２日～４月８日）「障がい者週間」（１２月３日～１２月９日）の周知を図るとともに、機会を活かして障がいへの理解を深める行事の開催に努めます。

○各種福祉関連イベントの実施・支援

- ・障がい福祉に関する啓発を行う講習会・研修会の実施に努め、地域・職場等での障がいのある人に対する理解と認識を深めます。
- ・障がいのある人が抱えている問題をテーマとした学習会や、障がいの有無にかかわらず、様々な人が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

○成年後見制度・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

- ・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の周知に努めます。

■ 障がい理解の促進へ向けた取組み

平成25年度あしきた障がい福祉フォーラム開催の様子（平成25年10月15日開催）

■基調講演 演題：「共生共育の実現へ」 講師：NPO 法人とら太の会 理事長 山下 順子氏（左）

■パネリストディスカッション テーマ：「あなたの、〇〇で障がい者の生活が変わります」

パネリスト：芦北町手をつなぐ育成会 石田会長・石路の里相談支援事業所 一川氏・芦北町福祉課 永江参事
コーディネーター：NPO 法人ばらん家 松原理事長（右）



平成26年度あしきた障がい福祉フォーラム開催の様子（平成26年11月15日開催）

席上揮毫：金澤翔子氏による席上揮毫

講演会：演題：「ダウン症の娘と共に生きて」 講師：金澤泰子氏



ふれ愛体験教室開催の様子（障がい者と健常者との交流事業）

平成25年度たこ作り



平成26年度書道体験



Ⅲ サービス提供体制の整備

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、地域や家庭で快適な生活が送れるよう、それぞれの障がいに応じた様々な福祉サービスの提供を確保する必要があります。

障害福祉サービスは、平成15年度に「措置」から「契約」の理念を踏まえた「支援費制度」へ、平成18年度には地域生活移行を重視した「障害者自立支援法」へ、平成25年度からは、障がいのある人もない人も地域で共に生きる共生社会の実現を基本理念とした「障害者総合支援法」が施行されるなど、障害福祉は、ここ数年の中で制度改正等によって目まぐるしく変化しています。

障がい者の自己決定の尊重、利用者本位のサービスの提供を基本としながら、障がいのある人ができるだけ自立した生活が送れるよう障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、障がい種別の特性に応じたサービスの提供の推進を図ります。

以下の重点施策以外の取組みについては、第4期芦北町障がい福祉計画に記載しています。

【重点施策】

○就労系サービスの充実

就労の場としては、就労移行支援や就労継続支援等が必要となりますが、本町では事業者が少ないため、障がい者の働く場を確保し各々の生活の質の向上を図るために、就労系サービスの充実を図ります。

○グループホームの充実

障がいのある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、生活の場としてグループホームが必要となります。また、「親無き後」の障がいのある人の住まいの場としても期待できます。今後必要な量を確保するため、行政や事業所が連携し、設置に向けた検討を進めていきます。

○高齢障がい者に対するサービスの充実

65歳以上の障がい者は、原則として介護保険制度のサービスを利用することになりますが、各々の障がい特性を勘案し、必要に応じ障がい福祉関係施策に基づくサービスを利用できる環境を整え、また、居宅介護支援事業者との連携を図っていきます。

Ⅳ 相談支援体制の充実

本町を障がいのある人の住みよい町にしていくうえで、相談支援体制の充実が最も重要であると考えられます。

相談の場としては、行政窓口のほかに相談支援事業所、障がい福祉のサービスコーディネートや社会資源の活用助言をはじめ、障がいのある人とその家族に対する総合的な相談支援が必要です。

今後も引き続き、行政・障がい者相談員及び障がい者相談支援事業所等が連携し、地域において身近で利用しやすい相談支援体制をつくり、障がいのある人の日常生活における悩みや問題を、気軽に相談できる環境づくりを目指していきます。

【重点施策】

○重層的な相談支援体制の構築

地域の様々な問題に係る社会資源を活かしながら、多種多様な相談に対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

○障がい福祉関連の協議会を中核に据えた相談支援事業の充実

相談支援事業を適切に実施していくために協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行いながら、相談支援体制の充実を図っていきます。

○障がいのある人等に対する虐待の防止

協議会をはじめ、障がい者団体及び関係団体からなるネットワークを通じて、障がいのある人等に対する虐待の防止や虐待が発生した場合の迅速な対応等へ向けたシステムの構築に努めます。

○相談支援専門員の育成と確保

相談支援専門員は、障がい特性や障がいのある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、円滑な相談が可能となるよう相談支援専門員の指導に努めます。

○障がい者と家族への支援

障がいのある方への家族支援として、定期的な意見交換の場を設け、精神的サポート・自立のための情報交換・障がい福祉施策の充実を図ります。

V 教育・子育て支援の充実

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じた自立と、社会参加に必要な能力を培うための教育が大変重要なものとなります。

今後、障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等について教育的支援を行う等、教育・療育に特別なニーズのある子どもについて、個別に適切な対応を図る必要があります。

この点を勘案し、福祉との連携については、相談支援事業所を中核に据え、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応し、かつライフステージを見据えた支援に努めます。

また、障がい児が、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育相談体制の充実や保育所・幼稚園における障がい児保育の体制整備を図ります。

一方、障がい児の親に対して育児・妊娠の不安や悩み等に対し、ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係機関と連携して取組みます。

【重点施策】

○相談支援事業所を中核に据えた相談支援体制の充実

相談支援事業所を中核に据え、教育機関、障がい者の家族及び行政等の個別支援会議等を踏まえ、専門的な知見を有する障がい児への適切な支援を図っていきます。また、障がいのある児童を持つ親及び福祉関係者の相互理解を図るため、意見交換等を開催します。

○障がいの早期発見、早期治療・療育の充実

妊婦や新生児、乳幼児に対する各種健康診査や保健指導等を充実させるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達障がい対策や療育事業を拡充していきます。また、近年増加している生活習慣等に起因する中途障がいを予防する観点から、健康診査等についても充実を図ります。

VI 精神保健福祉の充実

社会復帰・福祉施策の充実

平成18年度からの障害者自立支援法の施行に伴い、精神障がいのある人も含め、障がいの種類に関係なく障害福祉サービスを利用することができるようになりました。

しかしながら、障がいのある人もない人も地域で共に生きる共生社会の実現を基本理念とした障害者総合支援法が平成25年度に施行されましたが、精神障がいのある人を受け入れる体制は十分には整っていないのが現状です。

精神障がいのある人の様々なニーズに対応するため、医療機関等と各相談支援事業者との連携を図り、日常生活を送る上で必要なサービスを適切に提供できる体制の整備及び、精神障がいに対する町民の正しい理解を図る等の新たな施策を推進していきます。

【重点施策】

○生活の場、日中活動の場の整備拡充

本町では、精神障がいを主たる障がいとして福祉サービスを提供する事業者が限られていますので精神障がいのある方のニーズを踏まえ、生活の場や日中活動の場の確保に努めます。

○精神障がいに関する理解の取組み

精神障がいのある人のケアについて、家族の悩みや不安を軽減するために啓発活動に努めます。

○社会的入院者の地域移行促進

精神障がいのある人の社会復帰へ向けて、数値目標を定め退院を促進します。

リハビリテーションの充実

障がいの軽減を図るためにも、長期間の継続したリハビリテーションが必要です。このことから、福祉系リハビリテーションセンターの開設等、障がいの特性にあったリハビリテーションが円滑に行われるよう体制づくりにも取り組んでいきます。

【重点施策】

○福祉系リハビリテーションセンター設置検証及び既存資源の活用

本町の地域特性を勘案し、障がいの特性にあった福祉系のリハビリテーションセンターの設置検証及び、既存資源の活用を検討していきます。

VII 雇用・就業の促進

障がい者が地域で自立した生活を行っていく手段の一つとして、就労は非常に大切であり、ただ単に自立生活の手段のためだけではなく、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上に大変重要なものとなります。

そのため、障がいのある人の雇用の促進については、それぞれの障がい者の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、企業、学校、事業者等関係機関との連携・協力による支援体制の整備を図る必要があります。

また、就労した後の支援や離職後の再訓練等、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制を整える必要もあります。

【重点施策】

○障がい者就業・生活支援センター等との連携

障がい者就業・生活支援センターを中心とした就労支援等の定着を図るための支援の更なる充実に努めます。

また、ハローワークと連携し、障がいのある人に対する職業情報の提供に努めます。

○障がい者雇用促進に向けた啓発活動

障がい者の雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのために、障がい者就業センターやハローワーク等と連携しながら、職域の拡大や障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

VIII 情報・生活環境の整備

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報紙やホームページ等を活用し、制度やサービスの内容の周知に向け広報を行い、新制度の普及と定着に努めていきます。

また、広報紙やホームページの活用だけではなく、窓口においての周知も必要です。そのため、熊本県発行の「障がい福祉のしおり」等を用いた、制度やサービス内容の説明、相談支援事業所が障害福祉サービスの内容について情報提供する等、利用者の意思に基づきサービスが提供できるよう、制度や内容の周知に努めます。

【重点施策】

○障がい種別に応じた情報提供の充実

ただ単に障がいといっても、視覚、聴覚、知的障がい等種別によって情報を伝える手段は様々です。必要な情報を必要な時に入手できるよう障がい種別に応じた情報提供を図ります。

○各種広報媒体の活用

- ・町が発行する広報紙をはじめ、インターネットを活用した福祉の情報や新しい制度の紹介を行い、周知を図ります。
- ・行政の窓口において手帳交付時や各種手続きの申請時等を利用した情報提供を行うとともに、関係機関の窓口にパンフレットを置いたり、イベントや交流活動時に配布する等、情報の提供に努めます。

IX 町単独事業の実施

近年、障がい者を取り巻く環境が変化しているとともに、障がいのある人のニーズが多様化しています。障害者総合支援法の枠組みはもちろんのことですが、このようなフォーマルな社会資源だけでは、多様化するニーズに対応できない事例が多々あります。

よって、本町ではインフォーマルな社会資源の開発に努めつつ、芦北町らしい障がい福祉の体制整備を構築するよう努めます。

また、様々な生活ニーズを有する在宅障がい者の生活を支援するため訪問事業「障がい者（児）福祉体制整備推進事業」を平成17年度から開始していますが、この事業を本町の重点事業に据えて、障がいのある方や各関係機関の意見を広く聴取し、町内の障がい福祉における体制整備の在り方を研究していきます。

【重点施策】

○障がい者（児）福祉体制整備推進事業の拡充

潜在的ニーズを表出させる訪問活動と併せて障がい者のニーズに応じたインフォーマルサービスの開発に努めます。

○福祉関係機関連携会議

行政、障がい福祉関係機関が定期的な意見交換の場を設けることで、福祉従事者等の質の向上を図り、障がい福祉の底上げを図ります。

X 防災体制の整備

障害のある人が安全に安心して地域生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を地域住民と一体となって積極的に推進することが必要であります。また、地域における障がいのある人に対する支援を行うために、様々な機関と日頃から連携を図り、災害の際に犠牲となりやすい障がいのある人の生命・財産を守り、安全にかつ安心して生活することができる社会の実現をめざします。

防災知識の普及等

防災知識は、広報等によって周知を行いますが、災害情報等を適切に提供するためには、障がい種別に応じた情報提供体制の確立が求められ、また、障がいのあるなしに関わらず、誰もがわかりやすい防災に関する情報の提供に努めるとともに、災害等に備えた予防的取り組みを促進します。

災害時等における避難体制等の確立

本町では、芦北町地域防災計画に基づく「芦北町災害時避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、以下のとおり避難体制づくりに努めます。

- 自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めます。
- 町での推進体制や災害発生時の対応等の基本的な考え方を示した全体計画と併せて、避難行動要支援者の支援計画を定めた個別計画を作成することにより、障がい者一人ひとりについての避難支援体制の確立に努めます。
- 風水害や地震等の自然災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、防災情報の伝達手段や伝達体制を整備し、避難誘導等の支援体制を確立します。

【重点施策】

○障がい種別に応じた情報提供体制の確立

視覚障がい、聴覚障がいの方等、障がい種別に応じた情報提供の支援を検討していきます。

○避難行動要支援者避難支援制度の推進

災害が起きたとき、まずは障がい者本人又はその家族の方の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握及び防災にかかる意識づくりに努めます。

XI ユニバーサルデザイン等の普及

町内公共施設等に係るユニバーサルデザイン状況調査の実施

- 障がい者施策の動向としては、熊本県条例である「障がいのある人もない人もともに生きる熊本づくり条例」及び平成28年度からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約（社会的障壁）をなくすための必要かつ合理的な配慮が求められています。
- これに伴い本町では、障がい者及び高齢者の立場から町内の公共施設等の利用しやすさ、使いやすさの現状と課題をまとめ、今後の安全・安心の共生社会につながる福祉施策に役立てることを目的に「町内公共施設等に係るユニバーサルデザイン状況調査」を実施しました。
- 平成25年度は障がい者及び高齢者の利用が比較的に多い町内公共施設等、また、平成26年度は災害が発生、又は発生する恐れがある場合に優先的に開所される町指定避難所を対象に調査を実施しました。
- 今後は、調査結果及び他団体の意見を聴取し、以下の項目を重点施策として取り組んでいきます。

【重点施策】

○ユニバーサルデザインの普及

ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、はじめからすべての人が利用しやすいようハード面の整備と併せて、障がいのある人もない人も、地域で共に生きる共生社会の実現のため、障がいに対する理解を深める取り組みを推進します。

○バリアフリーの促進

町民の方々が多く利用される公共施設及び災害時等の避難所については、障がい者及び高齢者の立場から利用しやすさ、使いやすさの現状と課題をまとめたユニバーサルデザイン状況調査の結果を活用し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う「公共施設等総合管理計画」の策定を踏まえ、関係各課と連携のうえ、誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。

バリアフリーとユニバーサルデザインの違い（一般的な違い）

区分	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	高齢者や障害のある人など特定の人	すべての人
発想・対応	すでに存在しているバリア（障害等）を取り除く	バリア（障害等）をはじめから作らないようにする
取り組み方	特定の人ที่ไม่自由なく利用できるようになるまで取り組む	現状より少しでも利用しやすくなることを目指し、見直し、改善に取り組む

第4章 芦北圏域の取組み

1. 圏域の現状

熊本県では、県内を11の障がい保健福祉圏域に区分しています。本町は、水俣市と津奈木町の1市2町で区分され、圏域単位で必要な事業に取り組んでいます。芦北圏域の障がい者施策の動向としては、障がい者手帳保持者は増加傾向であり、人口に占める手帳保持者数の割合は県内でも高くなってきています。

一方、障害福祉サービスの提供体制については、県障がい者福祉計画及び各市町の障がい者計画に基づき取り組みが進んできていますが、他の圏域と比べてまだ十分ではなく、地域間の格差があるのが現状です。

2. 圏域の課題

芦北圏域は水俣病の健康被害が発生した地域であり、水俣病被害者である障がい者の方も多く生活されています。こうした事情も踏まえ、地域のもやい直しを推進し、すべての障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるように社会資源の整備やニーズに応じた支援体制の充実を図っていく必要があります。

3. 圏域での重点課題

相談支援体制の充実

障がい者の身近なところで安心して相談ができ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用等適切な支援が受けられるように地域自立支援協議会を中心として関係機関によるネットワークの強化を進め、総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

地域療育体制の整備

身近なところで療育や支援を受けることができる地域の体制づくりを目指して、水俣・芦北地域療育センターを中心に各分野の関係機関との連携強化を図りながら、地域のニーズや課題の把握を行い、ライフステージに応じた療育体制の整備や支援者の育成に向けた取り組みを行っていきます。

就労支援の促進

就労支援については、一般就労だけにこだわらず、障がい者の生きがい作りを基本に障がい者就労支援ネットワークの活動を中心としてハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しながら圏域内の企業や事業者に対し、障がい者就労についての啓発や雇用・実習の受け入れ先の開拓を行っていきます。

第5章 障がい福祉計画の策定

1. 計画の基本理念等についての考え方

(1) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

本町では、障がいのある人もない人も共に地域で生活する共生社会の実現を理念とする障害者総合支援法を踏まえ、次に掲げる点に配慮して障がい福祉計画を策定することとします。

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者総合支援法の基本理念の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者総合支援法施行後、障害福祉サービスの対象となる障がいの範囲に、難病患者等が新たに追加されたことに伴い、更なるサービスの充実を図り、地域間の格差が生じることのないよう、障害福祉サービスを実施します。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となることから、引き続きその周知を図ります。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(1)の基本的事項に則し、以下の点にも配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

① 町内で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び平成 23 年 10 月から新たに介護給付に位置づけられた「同行援護」が開始されています。

本町では、訪問系サービス量は確保できていますが、事業者の主たる障がいの特定により、障がい種別によっては、受け入れることが困難な場合があります。

このことから、訪問系サービスを必要とする障がい者が、速やかにサービスが提供できるよう体制の整備に努めます。

② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

本町では、生活介護・就労継続支援等の日中活動系サービスを整備し、障がい者のニーズに応じた日中活動系サービスの提供体制に努めます。

③ グループホーム等の充実

本町では、障がい福祉計画に基づき、共同生活援助（グループホーム）の整備の推進を図っています。

今後も、障がい者のニーズを把握しつつ、地域における居住の場としての共同生活援助の充実を図るとともに、地域における住まいの場としての機能及び自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労系サービスの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

（３） 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者等が地域において自立した日常生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要不可欠です。

相談支援の提供体制の確保に当たっては、（１）の基本的事項に則し、以下の点にも配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

① サービス等利用計画作成に係る体制の確保

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、平成27年度以降の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保する必要があります。

② 相談支援専門員等の育成支援等

福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援に努めます。

③ 地域自立支援協議会の活用

本町及び圏域の自立支援協議会等の場を活用し、関係機関との意見交換等を通して、地域の実情に応じた相談支援体制の整備について協議を行い検討していきます。

（４） 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保等から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が必要です。

よって、子ども・子育て支援事業計画等の整合性を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

2. 障がい児を対象としたサービス体系

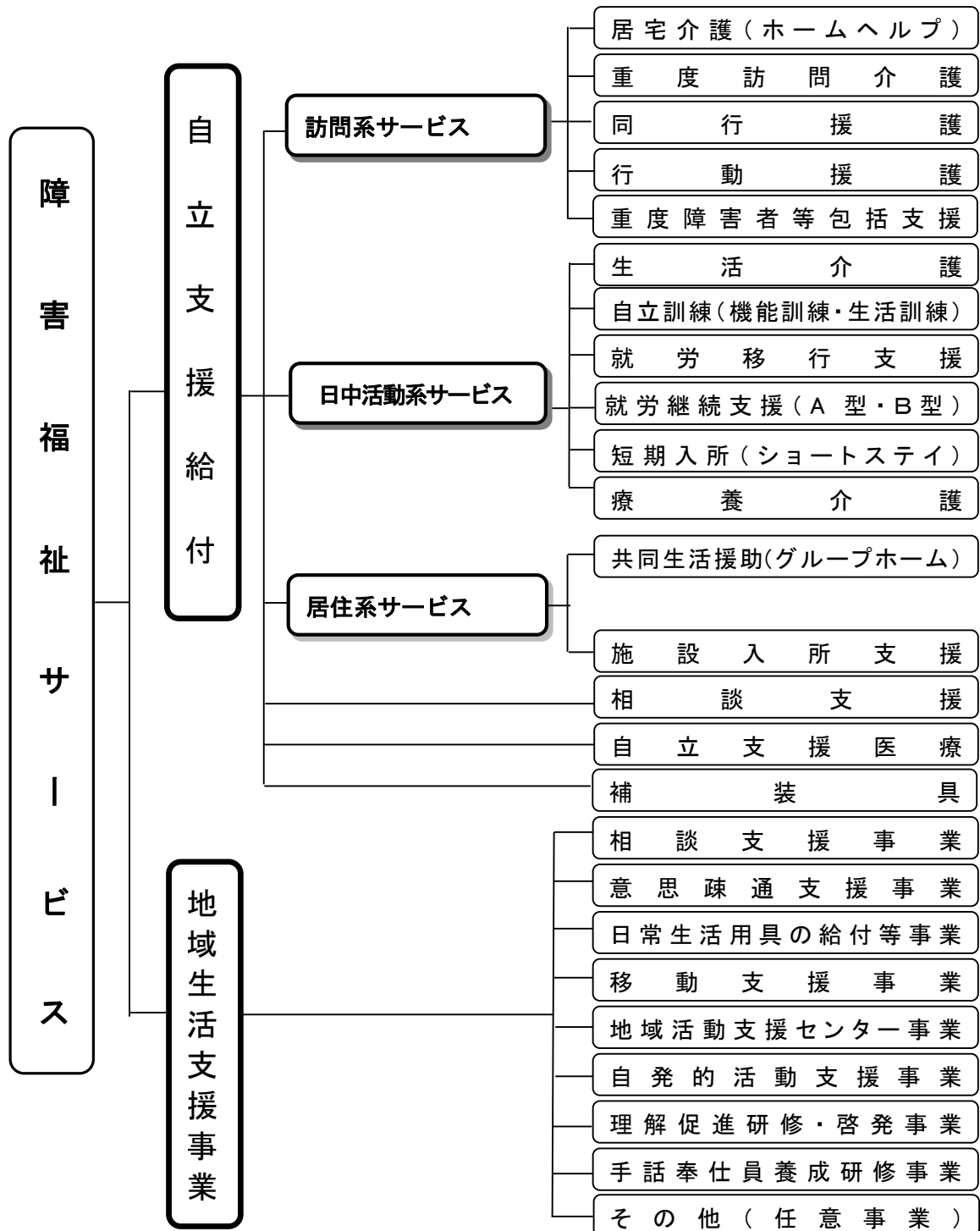
障がい児を対象とした施設・事業については、平成24年4月の児童福祉法の一部改正に伴い、サービス体系が再編されました。このうち、市町村が実施する障害児通所支援は、以下のとおりです。

障害児通所支援

児童発達支援	通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場
医療型児童発達支援	医療行為が必要な障害児に対して通所利用によって支援を行う場
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上を行うための訓練等の場
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児等に対して、専門員等が保育所等へ出向き、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援の実施
障害児相談支援	相談支援専門員が、サービスを利用する際の支援計画を作成 (障害児支援利用計画)

3. 障害者総合支援法のサービス体系

「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つの柱で、障がい者への総合的な支援を実施します。「自立支援給付」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」等のサービスです。「地域生活支援事業」は、障がい者が地域生活をする上で支援するサービスです。この2つの柱であるサービスは、個々のニーズによって組み合わせて利用することもできます。



4. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行等の課題に対応するため、国の基本指針に基づき、平成29年度を目標年度とする以下の提供体制の確保に係る目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本
指針

- ① 平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行
- ② 平成29年度末における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減

●数値目標

平成25年度末時点 の入所者数（A）	平成29年度末の 入所者数（B）	削減見込 （A－B）	地域生活 移行者数
51人	49人	2人	2人

② 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活の支援については、障がい福祉計画等に基づき取り組みを進めているところですが、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、障がい者の地域における居住支援の機能をさらに強化していく必要があるため、地域生活支援拠点等を以下のとおり検討していきます。

●国の基本指針

基本
指針

市町村又は障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備することを基本とする。

●地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末時点の整備数	1か所
---------------	-----

③ 福祉施設から一般就労への移行

基本
指針

- ① 平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上
- ② 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末から6割以上増加

●数値目標

一般就労への移行	平成25年度	平成29年度
	0人	1人

就労移行支援事業 の利用者数	平成25年度	平成29年度
	0人	1人

第6章 障害福祉サービスの概要、見込量及び確保のための方策

障害福祉サービス「自立支援給付」

第6章では、自立支援給付に位置づけられている「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の各サービスの見込量を設定しています。

見込量等の設定については、第3期障がい福祉計画に係る分析・評価を行った上で、芦北町自立支援議会委員の意見も踏まえ設定しています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がい児（者）のいる家庭に対して、ヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	時間／月	139	159	179
予定人員	人	15	17	19

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常時介護を要する方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	時間／月	0	0	240
予定人員	人	0	0	1

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	時間／月	28	35	42
予定人員	人	4	5	6

(4) 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するための支援等を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	時間／月	0	0	30
予定人員	人	0	0	1

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする状態で、障害支援区分が3以上である方、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である方に対して、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日／月	1,482	1,520	1,558
予定人員	人	78	80	82

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日／月	0	0	22
予定人員	人	0	0	1

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活での生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日／月	48	48	48
予定人員	人	4	4	4

(4)

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を、一定期間の支援計画に基づき行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	人日／月	112	176	256
予定人員	人	7	11	16

(5) 就労継続支援 A 型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる障がい者に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	人日／月	225	225	375
予定人員	人	15	15	25

(6) 就労継続支援 B 型

企業等や就労継続支援A型での就労経験がある障がい者で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった障がい者、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続A型の雇用に結びつかなかった障がい者等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	人日／月	915	975	1,125
予定人員	人	61	65	75

(7) 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする方であって①障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい者②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	人	20	20	20

（８） 短期入所

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所による入浴、排泄、食事の介護を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日／月	66	72	78
予定人員	人	11	12	13

■短期入所利用者（福祉型・医療型）の内訳

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型）	人日／月	48	54	60
	人	8	9	10
短期入所（医療型）	人日／月	18	18	18
	人	3	3	3

3. 居住系サービス

（１） 共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対して、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

なお、障害者総合支援法の施行に伴い平成 26 年度から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人	34	36	46

（２） 施設入所支援

介護が必要な障がい者や通所が困難な障がい者に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

目標値／ 予定人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人	51	51	49

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

指定特定相談支援事業所が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、「サービス等利用計画」を作成を行います。

単位	サービス見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人 (月平均)	19	21	24

(2) 地域移行支援・地域定着支援

障害者支援施設又は精神科病院へ入所・入院している障がい者を対象として、相談支援事業所が、地域移行支援計画を策定し地域定着支援も行うことで、住居の確保支援や地域生活の定着支援を図ります。

単位	サービス見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人	0	0	2

【単位】

個別の単位については、以下のとおりです。

- ①「時間分」・・・月間のサービス提供時間
- ②「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」
- ③「人日」・・・月間の利用人数

5. 障害福祉サービスにおける見込量確保の方策

本町では障害福祉サービスの事業展開にあたり、障がい者プランの施策と併せて、障害福祉サービスの見込量を確保するための方策を以下のように計画します。

(1) 訪問系サービス

- ① 障がい種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。
- ② 民間事業所の積極的な参入を促し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ③ 事業所相互の情報交換及び事業所に対して障害福祉サービス提供に関する指導や支援を行い、ヘルパー等に対する質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

- ① 利用者が住み慣れた地域で安全で安心して生活や就労ができるように、各地域の状況等を把握し、サービスの向上に努め、サービス利用希望者に事業者情報を提供していきます。
- ② また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、福祉的就労の促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう推進していきます。
- ③ 公共機関においては、障がい者の経済的自立を進める観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- ④ 町内障害関係機関に対して交流や研修の場を計画し、互いに情報交換等を行うことで、連携の強化及び職員の質の向上を図ります。

(3) 居住系サービス

- ① 住み慣れた地域で暮らし続けるように、グループホーム希望者の把握等を把握し、支援の充実を図ります。
- ② 施設や医療機関からの地域移行については、グループホーム等の居住系の確保が必要となるため、地域の理解を深めながら、設置に向けた取り組みを検討していきます。

(4) 相談支援

- ① 障がい者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ② すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促すなど、人材育成に努めます。
- ③ 地域自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

第7章 地域生活支援事業の概要と見込量

1. 地域生活支援事業とは

この事業は、国の地域生活支援事業実施要綱に基づき、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するものです。

地域生活支援事業には、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、必要な情報の提供等を行う事業、日常生活用具の給付または貸与、移動を支援する事業及び通所による創作的活動等の機会の提供を行う「必須事業」と、その他市町村の判断により実施する「任意事業」に分けられます。

2. 必須事業の見込量

必須事業については、相談支援事業や移動支援事業といった障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスとして位置づけられています。

また、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に向けた地域社会側への働きかけ（理解促進研修・啓発事業）、地域における自発的な取り組みの支援（自発的活動支援事業）、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化に係る事業が必須事業として位置づけられることとなりました。

（1） 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて町民への働きかけを強化することにより、障がい者等への理解を深め、共生社会の実現を目的として実施します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	有	有	有

（2） 自発的活動支援事業

障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することを目的に実施します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用支援、関係機関の連絡調整等必要な援助を行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	3か所	3か所	3か所

イ 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業

障がい者等の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置するもので、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することで相談支援機能の強化を図ることを目的としています。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置等の有無	無	無	有

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整及び家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援することを目的とします。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置等の有無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】 事業開始年度：平成 18 年度

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	0 人	0 人	1 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することを目的として実施します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	3 人	3 人	3 人

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声機能または言語機能障がい者との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術及び表現の習得を目指した講座を開催します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	5 人	5 人	5 人

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	5 人	5 人	5 人
延べ利用見込み時間数	60H	60H	60H

(9) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

単位：件

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	8	8	8
排泄管理支援用具	439	439	439
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	1	1	1

(10) 地域活動支援センター事業

通所の方法により障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの設置及び機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

《基礎的事業》

※上段は本町、下段は水俣芦北圏域（水俣市、津奈木町）の数です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
	1 か所	1 か所	1 か所

《機能強化事業》

※上段は本町、下段は水俣芦北圏域（水俣市、津奈木町）の数です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	0 か所	0 か所	1 か所
	1 か所	1 か所	1 か所

3. 任意事業の見込量

(1) 日中一時支援事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	17 人	17 人	17 人

(2) 自動車運転免許取得・改造助成事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	2 人	2 人	2 人

第8章 障害児通所支援事業の概要、見込量及び確保のための方策

障害児通所支援事業

第8章では、児童福祉法に位置づけられている「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」等の各サービスの見込量を設定しています。

見込量等の設定については、芦北町自立支援議会委員の意見も踏まえ設定しています。

1. 児童発達支援

就学していない障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

目標値／ 実人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日分	79	102	132
実人員	人	20	26	33

【サービス提供体制確保のための方策】

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。

2. 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

目標値／ 実人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日分	23	29	37
実人員	人	6	7	9

【サービス提供体制確保のための方策】

放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。

3. 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童を対象に、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。

目標値／ 実人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日分	2	3	4
実人員	人	2	3	4

【サービス提供体制確保のための方策】

障がいのある児童や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門家が助言を行い、社会生活への適用を支援します。

4. 医療型児童発達支援

就学していない肢体不自由がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。

目標値／ 実人員	単位	サービス見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	人日分	0	0	5
実人員	人	0	0	1

【サービス提供体制確保のための方策】

町内に該当施設はありませんが、必要に応じて利用方法や事業者情報を提供します。

5. 障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所が、障害児通所支援（児童発達支援など）を利用する障がい児に対し、利用に際しての支援目標等を定める障害児支援利用計画を作成し、利用開始後、一定期ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

障害児支援利用計画は、障害児通所支援を利用するすべての障がい児を対象としています。

単位	サービス見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人（月平均）	2	3	4

【サービス提供体制確保のための方策】

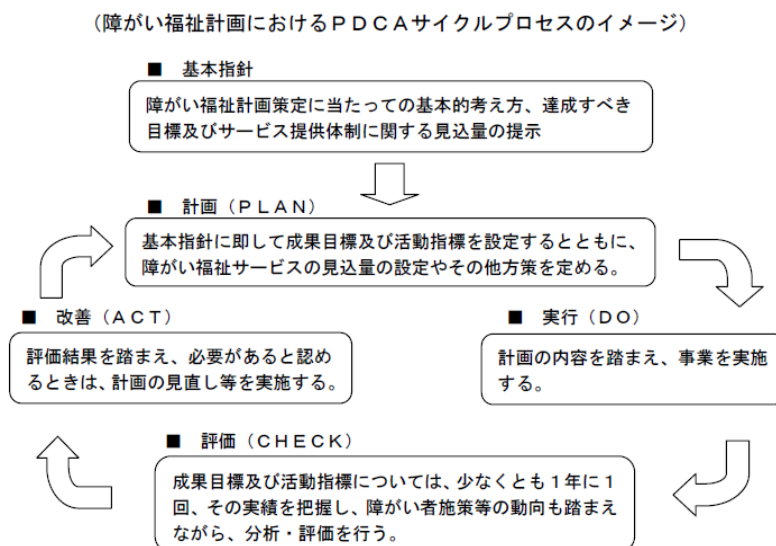
障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保に努めます。

第9章 計画の推進体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

1. 計画の進行管理・評価体制（PDCA サイクルの導入）

本計画の内容を具体化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理等を含む評価体制として、以下のPDCA サイクルを導入し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて少なくとも年1回、芦北町自立支援協議会に報告し、評価を受けます。



2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援等を進めるためには、本町だけではなく、町民、各種関係機関及び団体や企業の協力が必要であるため、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

また、障がいのある人自身の自立に向けての努力も不可欠なものにあります。町、地域住民や福祉団体、障がいのある人、これら3者のパートナーシップにより、計画の実現に向けた取り組みも行っていきます。

3. 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国・県と連携しつつ、制度の改正等の変化を踏まえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスに関わる人材の養成等についても関係機関と連携しながら、推進していきます。

卷末資料

- 第3期障害福祉サービス等の提供体制の進捗状況について
- 第3期障害福祉サービスの進捗状況について
- 芦北町自立支援協議会委員名簿
- 芦北町自立支援協議会要綱
- 障害福祉サービス利用者に係るアンケート結果について

第3期障害福祉サービス等の提供体制の進捗状況について

福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値／ 実績値	第3期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	0	0	1
実績値	0	0	2

福祉施設から一般就労への移行

目標値／ 実績値	第3期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	0	0	1
実績値	0	0	0

第3期障害福祉サービスの進捗状況について

(1) 居宅介護

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	時間／月	126	137	148	160
実績値	時間／月	144 (16)	162 (15)	119 (13)	119 (13)

(2) 重度訪問介護

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	時間／月	126	172	172	172
実績値	時間／月	0	0	0	0

(3) 同行援護

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	時間／月	26	28.5	57	85.5
実績値	時間／月	1 (1)	4 (2)	7 (3)	21 (2)

(4) 行動援護

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	時間／月	0	34	34	34
実績値	時間／月	0	0	0	0

(5) 生活介護

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	1,520	1,742	1,874	2,016
実績値	人日／月	901(56)	1,470(78)	1,441(74)	1,450(76)

(6) 自立訓練（機能訓練）

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	18	20	22	24
実績値	人日／月	0	0	0	0

(7) 自立訓練（生活訓練）

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	18	20	22	24
実績値	人日／月	13（1）	53（5）	49（4）	47（4）

(8) 就労移行支援

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	49	53	58	63
実績値	人日／月	108(9)	148(11)	125(8)	77(5)

(9) 就労継続支援 A 型

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	53	58	63	69
実績値	人日／月	34(3)	59(3)	107(7)	149(7)

(10) 就労継続支援 B 型

※（ ）は、実利用人員。

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	774	1,223	1,321	1,427
実績値	人日／月	500(40)	827(53)	868(57)	900(59)

(11) 療養介護

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人	—	20	22	24
実績値	人	—	20	20	19

(12) 短期入所

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人日／月	94	102	111	120
実績値	人日／月	40	44	62	58
支給決定者数		28	30	31	33

(13) 共同生活援助（グループホーム）

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人	24	27	30	33
グループホーム（再掲）		15	17	19	21
ケアホーム（再掲）		9	10	11	12
実績値	人	12	32	32	34
グループホーム（再掲）		6	21	22	24
ケアホーム（再掲）		6	11	10	10

(14) 施設入所支援

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人	71	77	77	77
実績値	人	55	54	51	51

(15) 計画相談支援

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人（月平均）	—	17	19	20
実績値	人（月平均）	—	13	26	26

(16) 地域移行支援・地域定着支援

目標値／ 実績値	単位	第2期計画	第3期計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	人	—	1	2	3
実績値	人	—	0	0	0

芦北町自立支援協議会委員名簿

平成24年4月1日から平成27年3月31日

(委員名順不同／敬称略)

所 属	役 職	氏 名
障害者支援施設 石路の里	施 設 長	山本 恭永
障害者支援施設 みつば学園	施 設 長	瀧井 喜章
くまもと芦北療育医療センター	事 務 局 長	田上 和廣
芦北町身体障害者福祉連合会	会 長	岡部 恵美子
芦北町手をつなぐ育成会	会 長	石田 浩一
芦北町精神障害者家族会	会 長	塔尾 泰良
芦北町社会福祉協議会	総 務 課 長	太田 勝幸
芦北町民生委員児童委員協議会	会 長	江島 茂松
芦北町障害者(児)福祉体制整備訪問員	訪 問 員	徳尾 一眞
熊本県芦北地域振興局 福祉課	課 長	樋口 匡
芦北町保健センター	所 長	鶴川 健一
芦北町教育委員会 教育課	学校教育係 主 幹	白坂 達也
芦北町福祉課	課 長	宮下 祐一

(芦北町自立支援協議会 事務局) 福祉課

課長補佐	杉本 芳郎
障害者福祉係 主 幹	内田 照也
参 事	永江 彰悟

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第88条に規定する障害福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「計画」という。)の策定並びに障害者施策の効果的な推進を図るため、芦北町自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る意見及び助言に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) その他障害者施策の効果的な推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 芦北町指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設又は相談支援事業者の代表者
- (2) 芦北町障害者任意団体の代表者
- (3) 芦北町障害者相談に携わる者の代表者
- (4) 芦北町社会福祉協議会の代表者
- (5) 芦北町民生児童委員協議会の代表者
- (6) 熊本県芦北地域振興局の代表者
- (7) 芦北町保健センターの代表者
- (8) 芦北町福祉課の代表者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて協議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務に関する必要な基礎資料の収集、調査及び研究を行わせるため、必要に応じて関係機関の実務者で構成される部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年芦北町告示第3号)は、廃止する。

附 則(平成24年12月28日告示第96号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

障害福祉サービス利用者に係るアンケート結果について

結果の概要

回答率：対象者134人のうち、111人の回答。（82％）

介護者等について

【現状】 介護者は主に母親が多く、年代としては50歳代から60歳代が多い傾向が見受けられる。また、80歳代と90歳代に、健康状態がよくないという回答があった。

■介護者

1. 父母・祖父母・兄弟・姉妹 48人（52％）／2. 配偶者（夫または妻） 2人
3. 子ども 1人／4. ホームヘルパーや施設の職員 42人（46％）

■介護者に関すること。

① 年齢（平成26年6月1日現在）

40代 5人／50代 14人／60代 13人／70代 9人
／80代 4人／90代 1人

② 性別

1. 男性 12人／2. 女性 34人

③ 健康状態

1. よい 12人／2. ふつう 31人／3. よくない 3人

住まいや暮らしについて

【現状】 住まいの場は、個々の障害者によって様々であるが、将来も自宅で生活したい・グループホームなどを利用して生活したいという傾向が多く見受けられる。また、住まいや暮らしに対する支援として、経済的な負担の軽減、相談対応等の充実を始め様々な回答があったことを勘案すると、課題が散見している傾向が見受けられる。

■現在の生活の場

1. 自宅にて1人で暮らしている 8人（8％）／2. 自宅にて家族と暮らしている 62人（55％）／3. グループホームで暮らしている 9人（9％）／4. 福祉施設（障害者支援施設など）で暮らしている 31人（27％）／5. 病院へ入院している 1人（1％）

■将来の生活の場

1. 今のまま自宅で生活したい 91 人／2. グループホームなどを利用したい 14 人／3. 一般の賃貸住宅などで暮らしたい 2 人

■住まいや暮らしに対する支援

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること 33 人／2. 障害者に適した住居の確保 32 人／3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること 41 人／4. 生活訓練等の充実 28 人／5. 経済的な負担の軽減 57 人／6. 相談対応等の充実 42 人／7. 地域住民等の理解 41 人 8. コミュニケーションについての支援 29 人／9. その他 2 人

日中活動や就労についてお聞きます。

【現状】 在宅（自宅・GH）で生活している障害者は、介護者と一緒又は1人で、買い物へ行くために外出する傾向が多く見受けられる。一方、施設入所者は、施設職員による外出である。外出時の困りごととしては、公共交通機関が少ないなど地理的要因から、障がいによって移動が困難な場合、周囲の理解も含め、課題が散見している様子が伺える。

■外出の頻度

1. 毎日外出する 45 人／2. 1週間に数回外出する 31 人／3. めったに外出しない 31 人／4. まったく外出しない 2 人

■外出する際の同行者

1. 父母・祖父母・兄弟・姉妹 49 人／2. 配偶者（夫または妻） 1 人／3. 子ども 2 人／4. ホームヘルパーや施設の職員 38 人／5. その他の人（ボランティア等） 0 人／6. 一人で外出する 31 人

■外出先

1. 通勤・通学・通所 57 人／2. 訓練やリハビリに行く 13 人／3. 医療機関の受診 67 人／4. 買物へ行く 69 人／5. 友人・知人に会う 13 人／6. 趣味やスポーツをする 3 人／7. グループ活動に参加する 6 人／8. 散歩へ行く 26 人／9. その他 8 人

■外出する際の困りごと

1. 公共交通機関が少ない（ない） 27 人／2. 列車やバスの乗り降りが困難 18 人／3. 道路や駅に階段や段差が多い 26 人／4. 外出先の建物の設備が不便 20 人／5. 介助者が確保できない 13 人／6. 周囲の目が気になる 12 人／7. 発作などの突然の身体の変化が心配 16 人／8. 困った時にどうすればいいのか心配 33 人／その他 3 人

相談相手についてお聞きます。

【現状】 在宅（自宅）で生活している障害者は、家族や親せきが相談者、施設入所者は施設の職員が相談者であるという傾向が多く見受けられる。情報収集の手段も、相談者から入手している傾向が多く見受けられるが、一方、行政機関からの広報誌から情報を得る傾向も次に多く見受けられる。

■相談者

1. 家族や親せき 63 人／2. 友人・知人 19 人／3. 近所の人 5 人／4. 職場の上司や同僚 8 人／5. 施設の職員など 75 人／6. ホムパ[®]-などサービス事業所の人 12 人／7. 障害者団体や家族会 3 人／8. かかりつけの医師や看護師 22 人／9. 病院のケースワーカー 4 人／10. 民生委員・児童委員 1 人／11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 4 人／12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 11 人／13. 行政機関の相談窓口 8 人／14. その他 1 人

■情報収集の手段

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 18 人／2. 行政機関の広報誌（まちだより、広報あしきた） 37 人／3. インターネット 6 人／4. 家族や親せき、友人・知人 31 人／5. サービス事業所の人や施設職員 72 人／6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など） 15 人／7. かかりつけの医師や看護師 18 人／8. 病院のケースワーカー 7 人／9. 民生委員・児童委員 0 人／10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 7 人／11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 16 人／12. 行政機関の相談窓口 9 人／13. その他 1 人